

就労・福祉・健康専門部会 運営事項・テーマ3・4まとめ

○ 労働と福祉のつなぎの支援

(確認事項)

- ・困窮者の多様化に併せて、西成労働福祉センターでも様々な取組みを進めていること。
- ・地域に来る若い人は何らかの問題を抱えており、福祉施策を適用するだけではなく、就労に向けた積極的な支援を行うべきであること。
- ・就労支援を行うにあたっては、「まちの資源」として雇用を開拓していくべきであること。

(合意事項)

- ・地域資源のつなぎ、資源開発を行っていく必要があること。
- ・地域内を調整する立場の人や組織が必要となること。
- ・これらの取組みによって、各団体の役割が変わるものではないこと。
- ・今後、この会議体から行政に対して、上記の命題を満たすことができるような施策を具体化するように提案していくこと。

(提起された課題)

- ・インフォーマル福祉を継続していくためには、フォーマル福祉や専門家・他業種との協働が必要であること。
- ・行政と民間団体とが連携するにおいては、担当者が代わっても、緊密に連携した状態を維持していくことができる仕組みが必要であること。
- ・多チャンネルの相談窓口を持った場合においても、水面下での連携は必要であること。
- ・刑余者、精神症状を有する者など、就労困難な層への支援策の検討が必要であること。
- ・ハウジングと就労、医療その他のサポートなどを組み合わせた支援を行っていく必要があること。

○ 就労困難層に対する自立支援策

<不足しているもの>

- ・雇用側への「就労支援」
←雇用継続に向けた会社への働きかけ
- ・就労支援事業者も多様な雇用先を持つておく必要がある。
- ・困難な人を「振り分ける」しきみ
- ・はざまにある人の再包摶のしきみ
- ・なやみを相談できる居住環境

<支援の方法の決定>

- ・役割や機能、担い手の問題

<地域資源・独自の支援策>

- ・中小企業体の臨時需要
- ・就労に向けた日常的なサポート